

お客さま各位

上田信用金庫

**ATM での硬貨入金停止に伴う「キャッシュカード規定」改定のお知らせ**

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

先にご案内申し上げますとおり、当金庫では ATM での硬貨入金のお取扱いを令和 6 年 1 月 11 日（木）および 1 月 12 日（金）より停止させていただくこととしております。お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、これに伴い、下記のとおり「しんきん・個人キャッシュカード規定」および「しんきん・法人キャッシュカード規定」を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

(1) 「しんきん・個人キャッシュカード規定」

■改定日：令和 6 年 1 月 11 日（木）

■改定内容：下表のとおり（下表では、改定となる条項のみ記載しております）

改定後	改定前
<p><u>2.（カードの利用）</u> 普通預金（総合口座取引の普通預金のほか利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p><u>3.（預金機による預金の預入れ）</u> (2)預金機による預入れは、当金庫または預入提携先の預金機の機種により受入れ可能な金種に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先の預金機の機種により受入れ可能な枚数による金額の範囲内とします。</p>	<p><u>1.の 2（カードの利用）</u> 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。</p> <p><u>2.（預金機による預金の預入れ）</u> (2)預金機による預入れは、当金庫または預入提携先の預金機の機種により受入れ可能な種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1 回あたりの預入れは、当金庫または預入提携先の預金機の機種により受入れ可能な種類の枚数による金額の範囲内とします。</p>

(2) 「しんきん・法人キャッシュカード規定」

■改定日：令和6年1月11日（木）

■改定内容：下表のとおり（下表では、改定となる条項のみ記載しております）

改定後	改定前
<p>3.（預金機による預金の預入れ） (2)預金機による預入れは、当金庫または預入提携先の預金機の機種により受入れ可能な<u>金種</u>に限ります。また、1回あたりの預入れは、<u>当金庫または預入提携先</u>の預金機の機種により受入れ可能な種類の枚数による金額の範囲内とします。</p>	<p>2.（預金機による預金の預入れ） (2)預金機による預入れは、当金庫または預入提携先の預金機の機種により受入れ可能な<u>種類の紙幣および硬貨</u>に限ります。また、1回あたりの預入れは、当金庫（<u>提携金庫の預金機使用の場合は、その提携金庫</u>）の預金機の機種により受入れ可能な種類の枚数による金額の範囲内とします。</p>

引続き、上田信用金庫をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上